

令和8年4月1日

保護者の皆様

大田区教育委員会

令和8年度大田区立小中学校の学校給食費の無償化について

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校給食の運営につきまして、ご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和7年度に引き続き、令和8年度においても区立小中学校の学校給食費無償化を実施します。

主な実施内容について下記のとおりお知らせいたします。引き続きご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 給食費無償化の対象期間

令和8年4月分から令和9年3月分

2 給食費無償化の実施方法について

上記期間の給食費は区が全額補助し、学校の給食費口座に支給するため、保護者様の負担はございません。

また、物価高騰による食材調達への影響を抑え、引き続き給食の質の確保を図るため、物価上昇分を考慮した物価高騰支援分として1食あたり小学校76円、中学校97円を併せて補助します。

3 食物アレルギー等により、給食の提供を受けず、家庭から弁当を持参している場合について

児童・生徒の保護者様を対象に給食費相当額（給食費相当分＋物価高騰支援分）について学校を通じて区から補助いたします。

詳細につきましては、別紙「食物アレルギー等により給食の提供を受けず弁当を持参する児童・生徒への補助について」をご参照ください。

<お問い合わせ先>

大田区教育委員会学務課保健給食担当 電話 5744-1431